

第1章 現代社会における社会的養護の意義と歴史の変遷

《第1節 社会的養護の理念と概念》

1	<p>社会的養護の基本理念（施設運営指針・里親等養育指針）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会的養護は、子どもの（ A ）を図るための仕組みであり、「子どもの（ B ）のために」をその基本理念とする。 ・ 社会的養護は、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、（ C ）で社会的に保護・養育するとともに、養育に困難を抱える（ D ）への支援を行うものである。 ・ 社会的養護は、「すべての子どもを（ E ）で育む」をその基本理念とする。 <p>（ダイジェスト版 p61）</p>	□□□
2	<p>社会的養護の原理（施設運営指針・里親等養育指針）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 家庭的養護と（ A ） ② 発達の保障と（ B ） ③ （ C ）をめざした支援 ④ （ D ）との連携・協働 ⑤ （ E ）と連携アプローチ ⑥ （ F ）を見通した支援 <p>（ダイジェスト版 p61～63）</p>	□□□
3	<p>児童憲章（前文）</p> <p>われらは、（ A ）の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。</p> <p>児童は、（ B ）として尊ばれる。</p> <p>児童は、（ C ）として重んぜられる。</p> <p>児童は、よい（ D ）のなかで育てられる。</p>	□□□
4	<p>（ A ）とは、障害等の有無に関わらず、すべての人に普通の生活をすることを保障しようとする理念をいう。（ A ）は、デンマークの「知的障害者の親の会」の運動の中から生み出され、（ B ）が重要な役割を果たして、1959年のデンマークにおいて世界で初めて法律に位置づけられた（「1959年法」）。今日では、すべての福祉分野に共通する基本理念となっている。</p>	□□□

17	<p>里親委託へ不安を抱く保護者には、里親制度、特に、養育里親と（ A ）との区別を説明し、里親は（ B ）の重要な担い手であり、（ C ）が引き続き支援を行う中で、保護者と協力し、子どもの養育を行うものであることを説明する（ダイジェスト版 p 36）。</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>
18	<p>里親委託を行う際の保護者（親権者）の（ A ）については、「児童福祉法」第27条第4項で「親権を行う者又は未成年後見人の意に反して、これを採ることができない」と定められている。これは、これらの者が（ B ）を表明している場合には措置の決定を強行できないという意味であり、積極的な（ A ）がなくても、（ B ）表明がなければ、里親委託の措置を行うことは可能である（ダイジェスト版 p 36）。</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>
19	<p>里親委託のための調整の期間は、施設での面会や外出・外泊などの交流に係る里親側の負担等に配慮し、できるだけ長期にならないよう努め、長い場合でもおおむね（ A ）か月程度を目安とする（ダイジェスト版 p 38）。</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>
20	<p>養子縁組里親は、一定の（ A ）に達していることや、夫婦共働きであること、特定の疾病に罹患した経験があることだけをもって一律に排除するのではなく、子どもの成長の過程に応じて必要な（ B ）、体力、経済力等が求められることなど、里親希望者と先の（ C ）を具体的に話し合いながら検討する（ダイジェスト版 p 39）。</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>
21	<p>実親の妊娠中から里親委託まで（ A ）支援で実親が安心して出産を迎え、里親と自然に親子関係をつくることのできるのが、（ B ）を前提とした（ C ）の里親委託の特徴である（ダイジェスト版 p 40）。</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>
22	<p>里親および（ A ）養育者の一時的な休息のための援助（（ B ）・ケア）は、委託児童を養育している里親等が一時的な休息のための援助を必要とする場合に、乳児院、児童養護施設等または他の里親、（ A ）を活用して当該児童の養育を行うことを目的とする。</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>

第5章 社会的養護の現状と課題

《第1節 児童養護施設入所児童等調査結果》

1	厚生労働省は、里親もしくは（ A ）に委託されている児童、児童養護施設、児童心理治療施設型、児童自立支援施設および乳児院に措置されている児童、母子生活支援施設を利用している母子世帯の児童ならびにその保護者、（ B ）に入居している児童の実態を明らかにして、（ C ）の福祉増進のための基礎資料を得ることを目的として、5年ごとに「児童養護施設入所児童等調査」を行っている（令和5年4月1日以降は、厚生労働省から、こども家庭庁に移管）。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
2	児童の委託時または入所時の年齢は、里親、児童養護施設およびファミリーホームでは（ A ）歳、児童心理治療施設では12歳、児童自立支援施設では（ B ）歳、乳児院児では（ C ）歳、自立援助ホームでは18歳が最も多くなっている（ダイジェスト版 p 88）。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
3	児童の委託経路または入所経路で最も多いものは、里親、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、乳児院、ファミリーホームおよび自立援助ホームのいずれでも、「（ A ）から」となっている。また、児童自立支援施設では、「（ B ）から」が3番目に多い（ダイジェスト版 p 89）。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
4	養護問題発生理由で最も多いものは、里親の場合には「（ A ）」、児童養護施設の場合には「母の（ B ）」、児童心理治療施設、児童自立支援施設および自立援助ホームの場合は「児童の問題による監護困難」、乳児院およびファミリーホームの場合には「母の（ C ）等」となっている（ダイジェスト版 p 90）。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
5	里親申込みの動機別をみると「（ A ）」が最も多く、次いで「子どもを育てたいから」となっている（ダイジェスト版 p 91）。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
6	里父の年齢は「（ A ）」が最も多く、里母の年齢は「（ B ）」が最も多くなっている（ダイジェスト版 p 91）。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
7	母子生活支援施設への入所理由は、「（ A ）」が最も多く、次いで「住宅事情による」、「経済的理由による」となっている（ダイジェスト版 p 92）。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

5	<p>市区町村は、子どもの最も身近な場所における子どもの福祉に関する支援等に係る業務を行うことが役割・責務とされていることを踏まえ、子どもとその家庭および妊産婦等について、地域のリソース（資源）や必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークを中心とした機能を担う拠点（（ A ））の設置に努めるものとされた（平成29年度～）。</p>	<p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>
6	<p>里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者で18歳（措置延長の場合は20歳）到達により措置解除された者のうち、（ A ）のため支援を継続して行うことが適当な場合について、原則（ B ）歳に達する日の属する年度の末日まで、個々の状況に応じて引き続き必要な支援を実施することなどにより、将来の（ A ）に結びつけることを目的として、平成29年度より、社会的養護自立支援事業が実施されている（ダイジェスト版 p 13参照）。</p>	<p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>
7	<p>社会的養護自立支援事業の必須業務は、（ A ）による継続支援計画の作成と、（ B ）による生活支援の実施である。</p>	<p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>
8	<p>「新しい社会的養育ビジョン」（平成29年8月）では、「新しい社会的養育ビジョンの実現に向けた工程」として、次のような項目があげられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① （ A ）の子ども家庭支援体制の構築 ② 児童相談所・（ B ）改革 ③ （ C ）への包括的支援体制（フォスターリング機関）の抜本的強化と（ C ）制度改革 ④ 永続的解決（パーマネンシー保障）としての（ D ）の推進（ダイジェスト版 p 15・16） 	<p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>